

# 業務（１）委託仕様書

## 第 1 章 総則

### 第 1 条 （適用）

本仕様書は箕面市（以下「発注者」という）が発注する「道路台帳管理システム導入及び図面管理システムデータ移行業務委託」（以下「本業務」という）に適用する。

### 第 2 条 （目的）

本業務は、固定資産台帳整備を見据えた地理情報システムを導入すること及び本市が管理する明示情報等データを電子化し、当該システムに移行することを目的とする。

### 第 3 条 （準拠法令等）

本業務は、本仕様書によるほか、下記の関係法令に基づいて行うものとし、本仕様書に定めなき事項については、受託者（以下「受注者」という。）は、発注者とその都度協議し、その指示を受けるものとする。

- （１） 地方自治法
- （２） 地方財政法
- （３） 箕面市財務規則
- （４） 箕面市個人情報保護条例
- （５） 測量法
- （６） 道路法
- （７） 箕面市公共測量作業規程（以下「作業規程」という。）
- （８） 箕面市MMS作業マニュアル（案）（以下「作業マニュアル」という。）
- （９） 地理空間情報活用推進基本法
- （１０） その他関係法令、例規、規程等

### 第 4 条 （一括委託又は一括下請けの禁止）

受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請負してはならない。ただし、発注者が認めた場合は、この限りではない。

### 第 5 条 （業務履行期間）

本業務の履行期間は、契約日から平成 28 年 3 月 16 日までとする。

### 第 6 条 （提出書類）

本業務の着手に先立ち、受注者は、速やかに次の書類を発注者に提出し、その承認を得るものとする。また、それらの変更についても同様とする。

- （１） 業務着手届
- （２） 業務実施計画書

- (3) 業務工程表
- (4) 管理技術者届
- (5) 担当技術者届
- (6) その他発注者が指示する関係書類

## 第7条 (実施体制)

下記資格を保有する管理技術者及び照査技術者を配置するものとする。また、本業務は測量業務とシステム構築業務に大分される為、それぞれに担当技術者を配置すること。

### (1) 管理技術者

測量法第49条により登録された測量士の資格を有し、過去3年以内に道路管理システム導入業務を担当した実績を有するものとする。

### (2) 照査技術者

本業務の照査を行う者として、情報基盤整備および空間情報関連業務に精通していることが要求されることから、技術士(情報工学部門)かつ空間情報総括監理技術者の資格保有者であること。また、業務要件分析から設計、開発、テストまでの一連のプロセスを担当でき、情報システムを総合的に点検・評価する者が要求されることから、プロジェクトマネージャまたはシステム監査技術者の資格保有者であること。

### (3) 担当技術者

#### ① 測量業務

測量法第49条により登録された測量士の資格保有者であること。

#### ② システム構築業務

情報基盤整備及び道路業務に精通していることが要求されることから、過去3年以内にシステム設計・開発を担当した実績があること。また、技術士(情報工学部門)又は技術士補(情報工学部門)かつ測量士の資格保有者であること。

## 第8条 (機密の保持及び情報セキュリティ)

受注者は、セキュリティ対策及び個人情報保護に精通し、外部への情報漏洩が無いよう徹底した管理を行える者であり、箕面市個人情報保護条例施行規則および次の項目を遵守するものとする。また、本業務着手前までに、JISQ27001(I SMS)およびJISQ15001(プライバシーマーク)の認定を、本業務の実作業拠点で取得していることを条件とし、契約時に作業拠点の認証取得が分かる資料(写し)を提出するものとする。

## 第9条 (情報セキュリティ基本方針)

本業務に関する情報セキュリティの基本的方針を以下に示すものとする。

- (1) データの複製等は、削除すること。
- (2) データの授受に使用する外部メディア等において、本業務に関係の無いデータと混在させないこと。
- (3) データを授受するための外部記録媒体は、媒体自体に暗号化機能付きに限ること。
- (4) 搬送時は、キャリングバッグ(施錠付き)に外部記録媒体を格納すること。
- (5) 発注者の監督職員からデータを受け取った受注者の担当者は、その本人が業務履行

場所まで持ち帰ることとし、帰社した際は、監督職員に無事データを持ち帰ったことを電話かメールで報告すること。尚、郵送等の外部搬送は厳禁とする。

- (6) 個人情報を含むデータの授受を行う場合は、外部搬送することなく、専用回線（L G W A N回線含む）を利用し、データ授受を行うこと。

#### 第10条 （貸与資料）

本業務において発注者より貸与された各種資料について、受注者はその重要性を認識し、破損、紛失、盗難等の事故がないように取扱いに十分注意するとともに、使用後は速やかに返却するものとする。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。尚、発注者より資料を借用する際、受注者は必ず借用書を提示し、借用期間を厳守すること。

#### 第11条 （貸与品）

下記貸与品についてその管理状況を記録した帳簿を備え付け、常にその管理を明らかにしておかなければならない。

- |                |    |
|----------------|----|
| (1) 更新対象路線関係資料 | 1式 |
| (2) 基盤地図データ    | 1式 |
| (3) 道路台帳図データ   | 1式 |
| (4) 道路台帳調書データ  | 1式 |
| (5) 明示情報等移行データ | 1式 |
| (6) その他必要資料    | 1式 |

#### 第12条 （事故等の処理、損害賠償）

受注者は、業務遂行中に事故等が生じた場合は、直ちに発注者に報告しその指示を受けなければならない。尚、受注者の行為に起因して発注者及び第三者に損害を与えた場合及び紛争が生じた場合は、受注者の責任において解決し、損害賠償については、受注者が負うものとする。

#### 第13条 （成果品の帰属）

本業務における成果品は、すべて箕面市に帰属するものとし、受注者は、発注者の許可なく使用、流用してはならない。成果品のうち、本件プログラムに結合されまたは組み込まれたもので、受注者が従前から有していたプログラム、および受注者が本件業務の実施中または新たに作成したプログラムの著作権は、受注者に留保されるものとする。ただし、発注者は、納入された本件プログラムの著作物の複製物を自己利用するために必要な範囲で著作権法に従い利用できるものとする。

- 2 成果品のうち本業務で作成されたデータ類の著作権は、発注者に属する。

#### 第14条 （成果品の検査等）

成果品の検査については、管理技術者立会いのうえ発注者の承認を得た後で受けるものとする。

また、本業務の途中においても、発注者は、必要に応じて、随時、仕様書に基づき検査を行い、受注者に対し不備な箇所について必要な指示を与えることができる。その結果、訂正等の指示を受けた場合は、受注者は、速やかにその指示に従わなければならない。

#### **第 15 条 （成果品の瑕疵）**

検査完了後から 1 年間、成果品に瑕疵が発見された場合、受注者は発注者の指示に従い必要な処置を受注者の負担において行うものとする。受注者の責に帰する誤りや不良個所が発見された場合も、速やかに無償で必要な処置を行わなければならない。

#### **第 16 条 （製品仕様書作成）**

受注者は本業務で得る地理情報について詳細に定義した設計図として、データ内容及び構造、データ品質、品質評価手順、メタデータ等を示す製品仕様書を作成するものとする。

2 製品仕様書は ISO/TC211 及び地理情報標準プロファイル（Japan Profile for Geographic Information Standards）に準拠するものとする。

#### **第 17 条 （公共測量申請）**

本業務で作成する基盤地図情報においては、公共測量の申請を行うものとする。尚、発注者は、公共測量の申請を行うために必要な手続きを行うものとし、受注者はその手続きに協力しなければならない。

#### **第 18 条 （精度管理）**

受注者は、本業務で作成する基盤地図の正確さを確保するために、適切な精度管理を行い、この結果に基づき品質評価書及び精度管理表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、業務完了後速やかに作業量の 2 % の点検測量を行わなければならない。

#### **第 19 条 （打合せ協議）**

原則として、着手時、中間時、成果品納品時の計 3 回打合せ協議を行うものとするが、発注者または受注者が必要と判断した場合には、適宜行うものとする。

#### **第 20 条 （疑義）**

本仕様書に記載のない事項、その他疑義が生じた場合は、その都度発注者受注者協議のうえ、受注者は発注者の指示に従い業務を遂行するものとする。

## **第 2 章 道路台帳管理システムの導入業務**

#### **第 21 条 （道路台帳管理システムの業務概要）**

本業務概要は以下の通りとする。

(1) 要件定義

- (2) データベース構築
- (3) システム設定
- (4) データ設定
- (5) 打合せ協議

#### **第 2 2 条 (要件定義)**

庁内運用中の地理情報システムで利用している SQL Server 及び GIS ソフト (ArcGIS) を踏襲し、道路台帳管理・道路明示管理・基準点管理が行えるシステムを導入するものとする。また、固定資産台帳システム (総務省) との連携が図れる仕組みのものとする。システム機能は別紙 1 「機能一覧表」のとおりとする。

#### **第 2 3 条 (データベース構築)**

別紙 1 の機能一覧に対応したシステムの構築及びデータベースの構築を行うものとする。

#### **第 2 4 条 (システム設定)**

システムにセットアップするデータは、発注者が貸与するデータおよび今年度に同時発注するデータのセットアップを行うものとする。

#### **第 2 5 条 (データ設定)**

発注者が貸与する道路関連データを、本業務で導入するシステムに設定するものとする。

### **第 3 章 図面管理システムデータ移行業務**

#### **第 2 6 条 (図面管理システムデータ移行の業務概要)**

本業務概要は以下の通りとする。

- (1) 計画準備
- (2) 資料収集整理
- (3) 図形データ入力
- (4) 移行データ設定
- (5) 打合せ協議

#### **第 2 7 条 (計画準備)**

業務実施にあたっての技術方針及び作業、スケジュールを検討し、業務計画書を立案・作成するものとする。

#### **第 2 8 条 (資料収集整理)**

発注者が保有する図面管理システムより移行データを抽出するものとする。なお、抽出作業手法については、発注者が受注者に指示するものとする。

また、庁内既存の地理情報管理システムに登録されている図形データ (Shape 形式) を抽

出し、第23条のデータ設定作業で利用するものとする。

### 第29条 (図形データ入力)

図面管理システムより抽出したデータと地理情報管理システムに登録されている図形データを比較するものとする。また、地理情報管理システムに図形データが登録されていない場合は、下記(1)から(5)のとおり、図形データを入力するものとする。なお、作成するデータは汎用的なデータ形式(Shape形式)で作成するものとする。

また、正確な位置が不明なデータについては、監督職員に確認のうえ、図形データを入力するものとする。

(1) 山林関係データ	2件
(2) 公園緑地関係データ(ポイント)	463件
(3) 建築施設関係データ(ポイント)	799件
(4) 道路関連データ(ポイント)	870件
(5) 道路明示データ(ライン)	17,726件

※上記(5)については、17,726件の内3,283件の図形データ及び属性データ(管理番号)は登録済みである。

### 第30条 (移行データ設定)

第28条で抽出したデータと第29条で作成した図形データの突合処理を行い、箕面市庁内で運用する地理情報管理システムに設定するためのデータを作成するものとする。

## 第4章 成果品

### 第31条 (成果品)

成果品は、次のとおりとする。

1) 道路台帳管理システムの導入業務	
(1) 道路台帳管理システム	1ライセンス
(2) 住宅地図データ(ゼンリン社 Zmap-Town II)	1ライセンス
(3) 操作説明書	1式
2) 図面管理システムデータ移行業務	
(1) 道路関連データ(Shape形式、ポイントデータ)	1式
(2) 道路明示データ(Shape形式、ラインデータ)	1式
(3) 森林データ(Shape形式、ポイントデータ)	1式
(4) 公園データ(Shape形式、ポイントデータ)	1式
(5) 建築データ(Shape形式、ポイントデータ)	1式
(6) 上記電子データ	1式
(7) その他監督職員より指示されるもの	1式

(別紙1)

機能一覧表 (1 / 2)

機能分類	機能名	機能概要	機能内容
境界確定	基準点	成果表情報	点名、座標、標高等の検索・管理、照会、一覧表示、印字、地図との相互表示、緯度経度、縮尺係数の計算、視準点表示
		点の記情報	所在地、地目、観測の状況、周囲の状況等の管理・表示、一覧表示、印字、詳細図、位置図、方位標図等のリンク
		資料表示	成果表、点の記などの測量成果や、その他の資料のリンク
		基準点網情報	対象基準点、観測方向の入力、平均方向角、球面距離、点間距離の計算
		図形情報	図形属性突合による一括生成(点、線別)
		情報転送	SIMA、CSVでの入出力、国交省数値成果での出力、都市再生街区基本調査・国交省測量成果電子納品の入力
	境界点	境界点情報	路線、点名、座標、標高、杭種、道路位置、側溝位置等の検索、管理、表示、一覧表示、印字、地図との相互表示
		結線情報	路線、対象境界点、境界証明書番号の入力
		図形情報	図形属性突合による一括生成(点、線別)、図上結線による入力
		情報転送	SIMA、CSVでの入出力
	境界確定	情報照会	検索、表示、印刷、一覧表示、地図(周辺地番、確定線)との相互表示、公共用地番号と名称の表示
		明示受付入力	受付番号、地番、所有者情報入力
		明示起案入力	路線、調査、立会情報入力、起案書印刷
		明示決裁入力	証明書番号、承諾/未承諾、簿冊番号、証明書鑑印刷
		資料管理	縦断図、境界証明図、その他書類画像の表示
		境界証明図	境界証明図印刷
		既明示位置	図形(既明示線)、路線、証明書番号の入力。(境界点を持たない古い明示用)
		周辺地番ポイント	図形(周辺地番)の管理
		公共用地名称	路線以外(公園等)の公共用地名称の管理
	敷地台帳	敷地台帳情報	道路内地番の土地の取得に関する情報を管理。処理区分、登記原因、受付番号、地番、前の所有者、現所有者、路線、簿冊番号、契約・登記年月日、図形作成、更新、表示、地図(地番、路線)との相互表示、画像のリンク
		敷地図形情報	図形(道路敷地、公共用地などの筆)の入力、更新、境界点や線による筆界補正
その他	地籍フォーマット2000取り込み	土地台帳(敷地)、境界点の取り込み	

(別紙 1)

機能一覧表 (2 / 2)

道路台帳	路線管理	路線情報	認定路線、管理路線、留保路線、国県道、公園、里道・水路、街区等の管理、照会、地図との相互表示、告示調書印刷、幅員証明書印刷
		図形情報	路線の図形管理
		路線履歴情報	路線認定、路線廃止、路線変更、区域決定、区域変更、供用開始、供用廃止、専用道指定の履歴管理と、告示支援
		路線網書出	公開用に路線網を書き出し
	道路台帳	区間情報	道路台帳区間情報、構造物とのリンク
		道路構造図形	道路台帳構造化図形(道路数、道路部、中心線、歩道、中央帯、代表幅員、区割線)の入力、作成
		図面図形	道路台帳平面図用路線注記の入力、幅員線・路面記号の作成
		道路法調書	道路台帳、実延長調書、橋調書、トンネル調書、鉄道との交差調書集計、印字
		総務省調書	公共施設状況調査、交付税基礎調査、その他集計、印字
		国交省調書	1号様式～7号様式集計、印字
		交付税調書	路線別増減内訳、道路橋梁調書、道路現況調書、道路増減調書集計、印字
		その他調書	(自治体別独自調書をアドインとして開発可能)
		簡易集計	様々な項目を指定しての検索、集計
	拡張更新	区間(面)チェック、区間(線)按分生成	
	施設管理	橋梁	橋梁台帳入力・表示、現況写真登録・表示
		トンネル	トンネル台帳入力・表示、現況写真登録・表示
		踏切	踏切台帳入力・表示、現況写真登録・表示
		立体交差	交差台帳入力・表示、現況写真登録・表示
	年度管理	新年度作成	新年度データの作成、年度データの複製、年度データの切替
その他	メンテナンス	コード管理、マスタテーブルの差し替え、データエクスポート(路線、道路台帳、施設。路線ごと)、路線図形インポート・突合	
	道路台帳入力支援	道路台帳入力サポートツール	
共通	ユーザ管理	ユーザ管理	ユーザ名、パスワードの管理
		ユーザ認証	パスワードによるユーザ認証
		メニュー管理	ユーザごとページごとのボタン(コマンド)の管理